

事務連絡  
令和3年2月18日

都道府県  
各 指定都市 介護保険主管部（局）担当課 御中  
中核市

厚生労働省老健局総務課介護保険指導室

身体拘束等の廃止に関する指導及び身体拘束廃止未実施減算の  
適用の考え方について（疑義照会回答）

身体拘束廃止未実施減算の適用の考え方につきましては、令和2年4月28日付け事務連絡において回答したところですが、その後も照会をいただいたところあり、併せて身体拘束等の廃止に関する指導の考え方等について照会をいただいていることから、改めて別添参考資料を送付いたします。

なお、都道府県におかれましては、管内市町村、関係団体及び関係機関等に周知していただきますようお願いいたします。

## ◆ 身体的拘束等の廃止に関する指導について

標準的な指導事務の流れは以下のとおり

### 1 運営上の指導

運営指導において下記の（１）から（３）のいずれかに該当する場合の対応

（１）身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を例外的に行う場合の三つの要件をすべて満たさない状況で身体的拘束等が行われている場合（手続面での不備の有無は問わない）

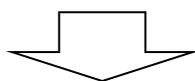
\* 身体的拘束等を例外的に行う場合 \*

○三つの要件をすべて満たしていること

〔切迫性〕：利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

〔非代替性〕：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと

〔一時性〕：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること



（運営上の指導）

高齢者虐待防止、身体的拘束等の禁止について、制度理解の確認と普及促進のための指導を行うとともに、直ちに身体的拘束等を中止するよう指導する

（→状況に応じ行政処分等を検討）

(2) 身体的拘束等を例外的に行う場合の三つの要件は満たしているが、手続面で不備がある場合

\* 身体的拘束等を例外的に行う場合 \*

○必要な手続

身体的拘束等に関して、その態様及び時間、その際の利用者(又は入所者)の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録すること



(運営上の指導)

- ・ 高齢者虐待防止、身体的拘束等の禁止について、制度理解の確認と普及促進のための指導を行うとともに、直ちに記録を行うよう指導する
- ・ 身体拘束廃止未実施減算の対象事業に対しては、併せて同減算の指導を行う

(速やかに改善計画を提出させ、記録を行うよう指導)

(3) 身体的拘束等の適正化を図るための措置を講じていない場合  
(身体拘束廃止未実施減算の対象事業に限る)

\* 身体的拘束等の適正化を図るための措置 \*

○身体的拘束等の実施の有無にかかわらず全ての措置を講じていること

- ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること
- ・身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること
- ・介護職員その他の従業者に身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること



(運営上の指導)

高齢者虐待防止、身体的拘束等の禁止について、制度理解の確認と普及促進のための指導を行うとともに、速やかに改善計画を提出させ、身体的拘束等の適正化を図るための措置を講じるよう指導する

## 2 報酬請求（身体拘束廃止未実施減算）上の指導

### （1）身体的拘束等に関し以下の①②について確認

① 身体的拘束等に関して、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録（2年間保存）しているか  
（上記1（2）対象事業者）

② 身体的拘束等の実施の有無にかかわらず、身体的拘束等の適正化のための全ての措置を講じているか（上記1（3）対象事業者）

- ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること
- ・身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること
- ・介護職員その他の従業者に身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること

（2）（1）①身体的拘束等を行う場合の記録がなされていない、又は、（1）②身体的拘束等の適正化のための全ての措置が講じられていない事実を発見した場合（⇒事実が生じた月）

### （3）身体拘束廃止未実施減算の適用

① 速やかに「改善計画」を提出し、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく報告を提出するよう指導

なお、「改善計画」が速やかに提出されない場合は、身体的拘束等を例外的に行う場合に必要な手続きを行うこと及び身体的拘束等の適正化を図るための措置を講じることが、身体拘束廃止未実施減算の解除の要件であることを理解させ、提出を促す。

② （2）の事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者又は入所者全員について所定単位数から100分の10に相当する単位数を減算

（4）（2）の事実が生じた月から3月後に、事業者からの「改善計画」に基づく報告に基づき、改善状況を確認

(5) (4) において改善が認められた場合は、改善が認められた日の属する月を「改善が認められた月」として、同月まで身体拘束廃止未実施減算を行う。

ただし、事業者からの「改善計画」に基づく報告がない、又は、改善状況が不十分である場合には、改善が認められないものとし、引き続き改善が認められるまで（改善が認められた月まで）身体拘束廃止未実施減算を行う。

(※ 詳細は（参考）「身体拘束廃止未実施減算の適用について」を参照)

## (参 考)

### 身体拘束廃止未実施減算の適用について

#### 1 身体拘束禁止規定について

対象事業について「サービスの提供にあたっては、当該入所者（利用者）又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者（利用者）の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。」旨規定されている。

なお、「緊急やむを得ない場合」に例外的に身体的拘束等を行う場合においても、要件・手続の面で慎重な取り扱いが求められる。

#### 【対象事業】

- (介護予防)短期入所生活介護
- (介護予防)短期入所療養介護
- (介護予防)特定施設入居者生活介護
- 介護老人福祉施設
- 介護老人保健施設
- 介護療養型医療施設
- (介護予防)小規模多機能型居宅介護
- (介護予防)認知症対応型共同生活介護
- 看護小規模多機能型居宅介護
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 介護医療院

#### 2 身体拘束廃止未実施減算における基準・解釈通知等

以下、介護老人福祉施設についての基準・解釈通知等を記載しているが、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護・介護老人保健施設・介護医療院等についても同様の内容である。

##### ① 基準（平成12年厚告21） 別表1注4

別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

＜厚生労働大臣が定める基準(平成 27 年厚生労働省告示 95 号) 86＞

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 39 号) 第 11 条第 5 項及び第 6 項又は第 42 条第 7 項及び第 8 項に規定する基準に適合していないこと。

【減算対象事業】

- 介護老人福祉施設
- 介護老人保健施設
- 介護療養型医療施設
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- (介護予防)特定施設  
入居者生活介護
- (介護予防)認知症対応型共同生活介護
- 介護医療院
- 地域密着型特定施設  
入居者生活介護

② 解釈通知(平成 12 年老企 40) 第 2 の 5(5)

身体拘束廃止未実施減算については、施設において身体拘束等が行われていた場合ではなく、指定介護老人福祉施設基準第 11 条第 5 項の記録(同条第 4 項に規定する身体拘束等を行う場合の記録)を行っていない場合及び同条第 6 項に規定する措置を講じていない場合に、入所者全員について所定単位数から減算することとなる。

具体的には、記録を行っていない、身体的拘束の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催していない、身体的拘束の適正化のための指針を整備していない、又は身体的拘束適正化のための定期的な研修を実施していない事実が生じた場合、速やかに改善計画を都道府県知事に提出<sup>※</sup>した後、事実が生じた月から 3 月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、入所者全員について所定単位数から減算することとする。

※ 「記録を行っていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を市町村長に提出」の“速やか”とは？

…改善計画の提出日は記録を行っていない事実が生じた日(記録を行っていなかったことを発見した日)から概ね 1～2 週間程度と考える。



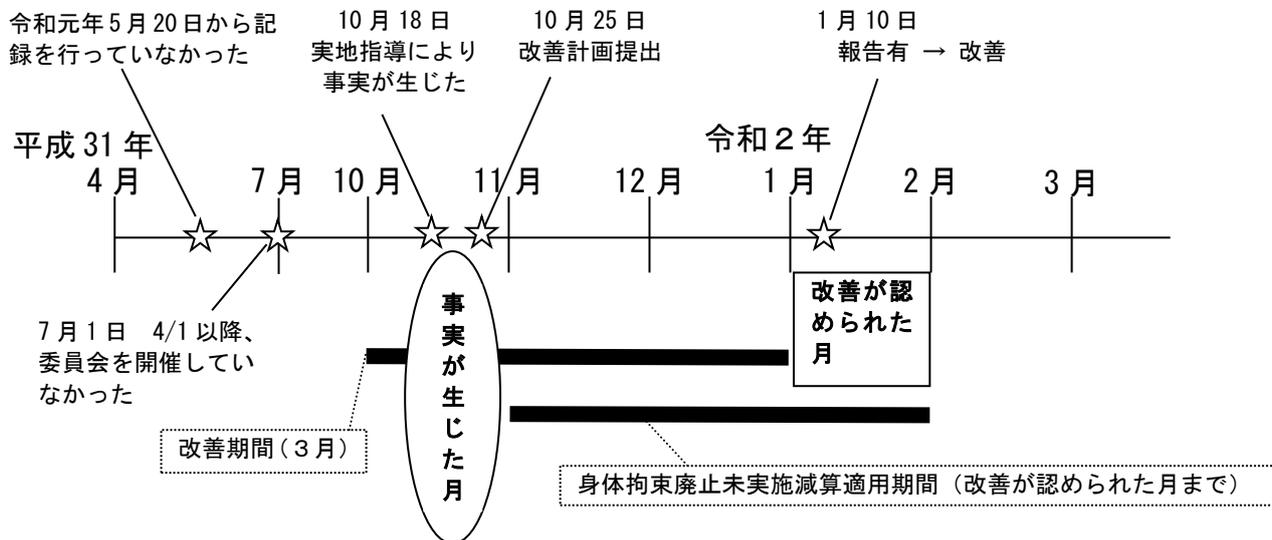
Q&A（平成30年3月23日 問87・問117）

（問） 身体拘束廃止未実施減算について  
新たな基準に追加された体制をとるための準備が必要であると  
考えられるが、何時の時点から減算を適用するか。

（答） 施行以後、最初の身体拘束廃止に係る委員会を開催するま  
での3ヶ月の間に指針等を整備する必要があるため、それ以  
降の減算となる。

### 3 身体拘束廃止未実施減算の適用の考え方 (例示)

#### ① 「事実が生じた月」と「改善計画の提出月」が同月内の場合



○ 令和元年5月20日 【身体拘束の記録を行っていないかった】



○ 令和元年7月1日 【平成31年4月1日以降、身体拘束等の適正化のための身体拘束等の適正化のための委員会(3月に1回)を開催して  
なかった】



○ 令和元年10月18日 【実地指導】

例外的に身体拘束等を行う要件には合致するが令和元年5月20日から記録を行っていないかったこと、平成31年4月1日以降、身体拘束等の適正化のための委員会(3月に1回)を開催して  
いなかったことを発見(→直ちに記録を行うよう指導)  
⇒翌月からの減算及び速やかに改善計画を提出するよう指導



○ 令和元年10月25日 【改善計画の提出】

**事実が生じた月(10月)**

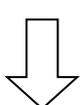


○ 令和元年11月1日 【身体拘束廃止未実施減算の適用】



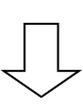
事実が生じた月の翌月から改善が認められた月まで減算する

○ 令和2年1月1日 【事実が生じた月(10月)から3月後】



事実が生じた月から3月後に改善状況を報告することとする

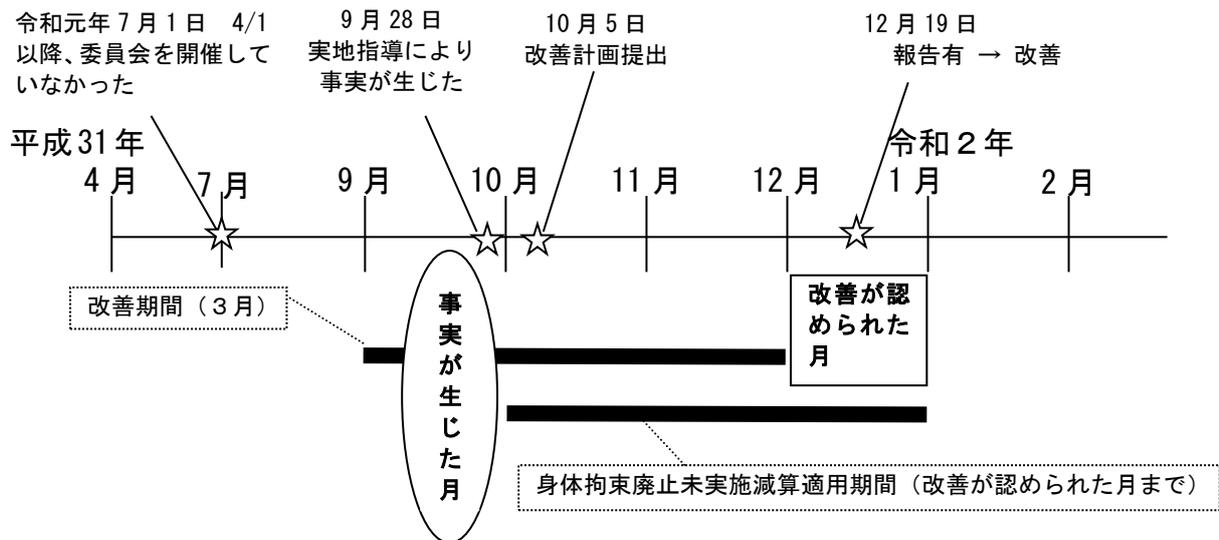
○ 令和2年1月10日 【改善状況の報告により改善されたことを確認した】



**改善が認められた月(1月)**

○ 令和2年1月31日 【身体拘束廃止未実施減算期間の終了】

## ② 「改善計画の提出月」が「事実が生じた月」の翌月の場合



○ 令和元年 7月 1日 【平成31年4月1日以降、身体拘束等の適正化のための身体拘束等の適正化のための委員会(3月に1回)を開催していなかった】

○ 令和元年 9月 28日 【実地指導】

平成31年4月1日以降、身体拘束等の適正化のための委員会を開催していなかったことを発見  
⇒ 翌月からの減算及び速やかに改善計画を提出するよう指導

**事実が生じた月(9月)**

○ 令和元年 10月 1日 【身体拘束廃止未実施減算の適用】

事実が生じた月の翌月から改善が認められた月まで減算する

○ 令和元年 10月 5日 【改善計画の提出】

○ 令和元年 12月 1日 【事実が生じた月(9月)から3月後】

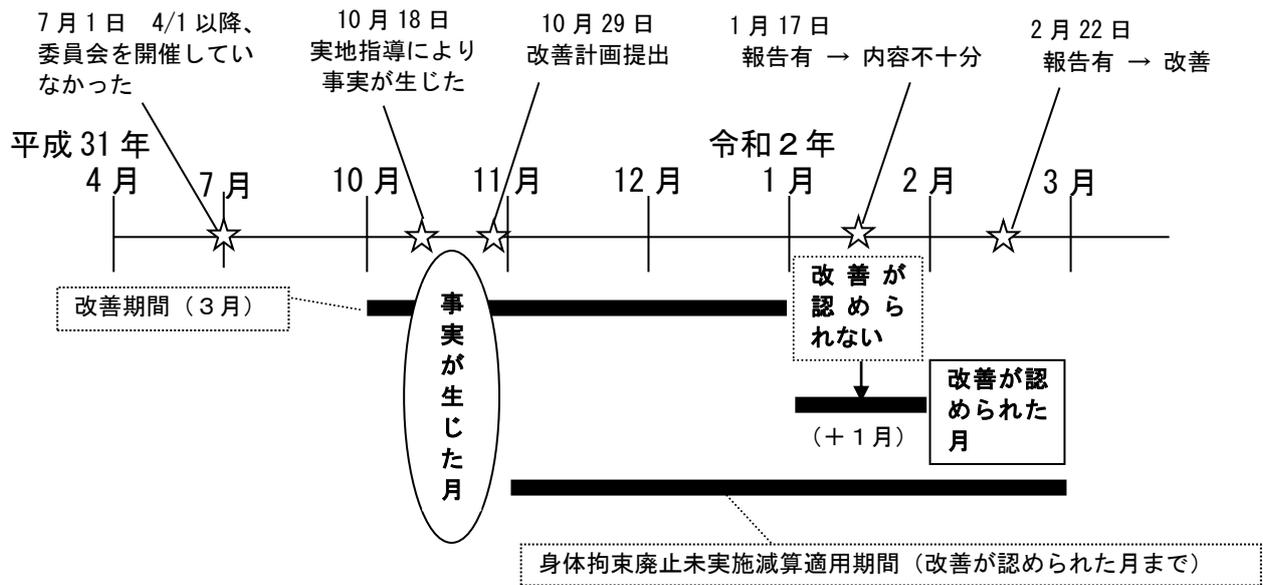
事実が生じた月から3月後に改善状況を報告することとする

○ 令和元年 12月 19日 【改善状況の報告により改善されたことを確認した】

**改善が認められた月(12月)**

○ 令和元年 12月 31日 【身体拘束廃止未実施減算期間の終了】

### ③ 事実が生じた月から3月後においても改善が認められない場合



○ 令和元年 7月1日 【平成31年4月1日以降、身体拘束等の適正化のための委員会(3月に1回)を開催していなかった】

○ 令和元年 10月18日 【実地指導】  
平成31年4月1日以降、身体拘束等の適正化のための委員会を開催していなかったことを発見  
⇒ 翌月からの減算及び速やかに改善計画を提出するよう指導

○ 令和元年 10月29日 【改善計画の提出】

**事実が生じた月(10月)**

○ 令和元年 11月1日 【身体拘束廃止未実施減算の適用】

↓

事実が生じた月の翌月から改善が認められた月まで減算する

○ 令和2年 1月1日 【事実が生じた月(10月)から3月後】

↓

事実が生じた月から3月後に改善状況を報告することとする

○ 令和2年 1月17日 【改善状況の報告によっても改善されたことを確認できなかった】※改善状況の報告がない場合も同様

↓

事実が生じた月の翌月からの減算は継続

○ 令和2年 2月22日 【改善状況の報告により改善されたことを確認した】

↓

**改善が認められた月(2月)**

○ 令和2年 2月28日 【身体拘束廃止未実施減算期間の終了】